

(別紙第4)

強制執行等の禁止の指定がされた海外の美術品等に対する強制執行、仮差押え及び仮処分の申立てがあった場合の留意点

1 文部科学大臣は、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（以下「本法」という。）に基づく指定をしたときは、官報に掲載する方法により公示するほか、文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp/>）上にも公示事項を掲載するので、動産を目的物とする強制執行、仮差押え及び仮処分の申立てがあった場合には、その目的物が本法3条の指定を受けた美術品等（以下「指定美術品等」という。）であるかを判断する際に活用されたい。ただし、指定美術品等の写真については、文化庁ホームページへ掲載されるのみで、官報には掲載されないので留意されたい。

なお、上記指定がされた場合には、別途、最高裁判所から情報提供を行う予定である。

- 2 指定美術品等については、本法3条ただし書の場合を除き、民事執行法169条に規定する動産の引渡しの強制執行も許されない。
- 3 執行現場において、写真のみでは必ずしも目的動産の同一性を判断できるとは限らないが、海外の美術品等の貸出しにはクーリエ（美術品等に随行し、作業を監督する役目の美術関係者）が同行することが通常であるので、指定美術品等の公開場所が執行場所となっている場合には、クーリエや公開場所の学芸員に同一性判断の参考情報を聴取することも考えられる。